

30教総情要第98号の2
平成31年2月13日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会
東京「君が代」裁判原告団
共同代表 岩木俊一 殿
共同代表 星野直之 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長
中西正樹

要請書について（回答）

貴団体から平成31年1月24日付けで提出された要請書につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

- 1 東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10・23通達」を撤回すること。

(回答)

これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

- 2 同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

(回答：「懲戒処分を取り消すこと」について)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

(回答：「厳重注意を取り消すこと」について)

厳重注意の取消しは、考えておりません。

(所管：指導部指導企画課)

- 3 最高裁判決(2012年1月、2013年9月)、東京高裁判決(2015年12月4日)、東京地裁判決(2017年9月15日)に従い、10・23通達に基づく全ての減給・停職処分を即時取り消し、該当者に謝罪すること。

(回答)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

4 2013年12月、2015年3月～4月及び2018年2月の現職教職員18名に対する戒告という再処分を撤回し、該当者に謝罪すること。

(回答)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

5 10・23通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。

(回答)

平成23年5月30日、最高裁判所は、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法19条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成28年7月12日の判決も同様の判断でした。

このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。

(所管：指導部指導企画課)

6 卒業式、入学式で同通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

7 同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「サービス事故再発防止研修」を行わないこと。

(回答)

懲戒処分の原因となったサービス事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、サービス事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

8 卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒の起立を強制し、内心の自由を侵害する「3・13通達」(2006年)を撤回すること。卒業式、入学式で生徒に内心の自由を告知するなどの各学校の創意工夫に介入しないこと。

(回答)

平成18年3月13日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について(通達)」は、平成15年10月23日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」及び平成16年3月11日付「入学式・卒業式の適正な実施について(通知)」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

9 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」(平成24年1月24日)の都教委の「議決」を撤回すること。

(回答)

国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲であることは平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところです。この判決を受け平成24年1月24日の臨時教育委員会において、「一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく」ことを委員総意の下に確認し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。本議決を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

10 最高裁判決に従い、「紛争を解決する」ための具体的改善策を策定すること。

(回答)

最高裁判決に、本件の紛争の特性に鑑みて付言された補足意見があったことは承知しています。平成24年1月24日の臨時教育委員会で、委員総意の下、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されたことを踏まえ、今後も、学習指導要領に基づき、入学式・卒業式等の適正な実施を目指して、学校を指導していきます。

(所管：指導部指導企画課)

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

11 都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。

(回答)

請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

12 本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討し、議論し、回答すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会で本要請書の配布及び教育委員会で検討、議論は行いません。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)